

# 熊本大学教職員組合は熊本中央法律事務所と法律顧問契約を更新しました!!

## —組合員のみなさんには「無料法律相談」をご利用いただけます—

熊本大学教職員組合は、2023年度定期大会決定（2023.8.3）に基づき、熊本中央法律事務所と引き続き法律顧問契約（同日付け）を結びました。これにより、給与減額問題をはじめ組合が取り組む様々な問題や組合員からの相談について、法的なアドバイスを得ることができる体制を維持できました。

このニュースでは、組合員が利用できる「無料法律相談」についてあらためてお知らせするとともに、熊本中央法律事務所の発足から現在に至る経緯とこれまで取り組んできた主な事件をまとめた原稿を同法律事務所から寄せていただきましたのでご紹介します。

### 【無料法律相談の利用方法について】

#### <無料法律相談について>

組合員は、1回30分の法律相談を無料で受けることができます。相談内容は、仕事以外のことでもかまいません。

#### <具体的な利用方法>

利用される場合は、組合事務所（本部・医学部支部）に利用希望の旨だけをご連絡いただき、日時等については、熊本中央法律事務所に直接お問い合わせ下さい。その際、熊大教職員組合員であることをお伝えください。相談内容等に応じて、熊本中央法律事務所が対応してまいります。

#### <相談料の支払いについて>

相談料の支払いについては、相談が終わったときにいったん料金（30分の相談で5,500円）を熊本中央法律事務所に直接お支払いください。同事務所発行の領収書を組合事務所（本部・医学部支部）にお届けいただきましたら、組合が5,500円をお支払いします。

#### <留意していただきたいこと>

通常であれば相談は30分で十分とのことですが、事案によっては30分を超過する場合があります（熊本中央法律事務所）。超過分については、自己負担となります。

異なる案件（相談内容）の場合は、一年度につき一人2回までご利用いただけます。また、当然ながら、組合員名及び相談内容等の個人情報は保護されます。

職場や労働条件に関することであれば、いつでも組合にご相談ください。ひとりで悩まずに、無料法律相談をご利用ください。

### 【熊本中央法律事務所を紹介します】

こんにちは、2013年の顧問契約締結以降、私たち熊本中央法律事務所（所長弁護士板井俊介）は、みなさまの組合の法律顧問を担当させていただいております。

当事務所は現在、4名の弁護士（板井俊介、久保田紗和、高島周平、石黒大貴）と4名の事務局員の合計8名で活動しています。

当事務所は、今から約40年前の1981年4月、加藤修弁護士を初代所長として設立されました。同年11月には板井優弁護士も加わり、水俣病裁判、南九州税理士会政治献金訴訟、ハンセン病国賠訴訟、川辺川ダム利水訴訟、原爆症認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟など様々な社会問題に事務所として関わり続けてきました。

現在も、多くの労働事件を含め、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟、自衛隊内いじめ自死国家賠償請求訴訟、建設アスベスト訴訟、技能実習生問題など様々な事件に取り組んでいます。

最近では、大学教員の専門業務型裁量労働制における休日労働についても、その問題点を分析し、皆様のお役に立てるよう研鑽を積んでおります。

私たち熊本中央法律事務所は、みなさんにとって身近な存在でありたいと願っております。

職場での問題に限らず、日常生活に関する問題でも構いませんので、どうぞお気軽にご相談にお越しく下さい！

### 【ケース1】（特別受益と寄与分）

母に先立たれた父が亡くなりました。その後は実家や農地の名義が父のままになっています。私は2人兄弟の次男で、父には大学の費用を出してもらいましたが、父の晩年には医療費を援助しました。遺産を分けてもらうことは可能ですか。

大きな遺産がある場合には、お父さんの死亡から10ヶ月以内に相続税の申告をしなければなりません。額が大きくなければ何年も遺産がそのままになるケースがあります。

あなたとお兄さんは、2分の1ずつの法定相続分があり、不動産や預金関係をすべて明らかにした上で、その分け方を話し合うこととなります。お兄さんが固定資産税を負担していた場合には、話し合いの中で清算します。お兄さんが実家を守るという場合、あなたは金銭での解決を希望することになるかと思いますが、不動産をいくらと評価するかによって分割額が大きく異なってきます。

	熊本大学教職員組合	
	No. 10 2023. 11. 22	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

（裏面につづく）

また、お兄さんが大学に進学していないような場合には、お兄さんの立場としては2分の1ずつでは納得しないかもしれません（生前に生計の資本を提供してもらうことを「特別受益」といいます）。もっとも、親には子に対する扶養義務があり、当然に相続額が減額されるわけではないと考えられます。

一方で、あなたが援助した「医療費」は、お父さんの病状に照らした看護の必要性等の要素にしたがって相続分が増加する可能性もあります（「寄与分」といいます）。

相続問題は、法的知識は勿論のこと、家族の歴史が一挙に現れる問題であり、思いのほか複雑ですので、弁護士にご相談されることをお勧め致します。

### 【ケース2】（消滅時効）

「友人にお金を貸したけど返ってこない。」「消費者金融から親戚に借金返済の通知が来た。」などといった場合に、消滅時効というものがあると聞いたのですが、どのようなものですか。

ご友人にお金を貸したのが2020年4月以降であれば、5年で時効が消滅しますので注意が必要です（以前は10年だったのですが、民法改正によって、ご友人にお金を貸した時点もしくは返済時期から5年で時効となると考えられます）。

また、ご親戚の消費者金融からの借入が2020年4月以降の場合、やはり時効は5年間ですが、返済を一度でも行くと「承認」によって時効期間は更新されることとなります。消費者金融からの借入の場合、お借入が2020年4月よりも前であれば、商法という法律が適用されますから、その場合でも5年で時効となります。

「時効によって権利を行使できない」、「時効を主張できたのに、債務を払い続けなければならない」といったことがないように、弊所でも時効について調べることができますから、お気軽にお問合せください。

### 【ケース3】（年次有給休暇（年休））

旅行に行くため、上司に年次有給休暇（年休）を取りたいと言ったのですが、年休を取らせてくれません。どうしたらいいでしょうか。

①「6か月間継続勤務」したこと、②「全労働日の8割以上出勤」したことという2つの要件を満たせば、年次有給休暇（年休）を取得する権利（年休権）が発生します。具体的には、採用後満6か月に達した日の翌日（基準日）から向こう1年について10日間、その翌年以降は1年ごとに付与される年休権の日数が増加し、最大の法定付与日数は20日です。

年休権は、労働基準法で定められた労働者の権利ですから、使用者が年休を取得させないという対応を取することは許されません。年休を取得する日が繁忙期である場合や、同じ日に年休を取得する人が重なって業務に支障が出る場合などは、使用者が時季指定権を行使して、別の日に年休を取得するように求めることは

できますが、あくまでも例外的な措置です。

また、労働者は、使用者に対し、年休を取得する理由を答える必要もありません。上司に年休を取得したいと言っても取得させてくれないといったことでお困りの際は、ご相談いただければと思います。



### 【熊本中央法律事務所の間合せ先】

〒860-0078

熊本市中央区京町2丁目12番43号 岡村ビル2階

TEL (096) 322-2515

FAX (096) 322-2573

営業時間：平日9:30~17:00

駐車場：当事務所横に駐車場を備えております。

公共交通機関：「京町本丁」バス停より徒歩5分、「京町柳川」バス停より徒歩1分



▲事務所 HP はこちら

★ホームページからのご予約も可能です。組合員様である旨をご入力いただけますと幸いです。